

電気通信大学研究生規程

制定 平成6年12月21日

最終改正 令和5年3月27日規程第123号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学学則第72条第2項の規定に基づき、研究生の取扱いについて定めるものとする。

(研究生の区分)

第2条 研究生は、次のとおり区分する。

区分	内 容
第1種	第2種から第6種以外の者
第2種	日本国国費外国人留学生のうち在外公館の選考により採用した者
第3種	日本国国費外国人留学生のうち大学推薦により採用した者
第4種	外国政府派遣留学生で文部科学省の受入依頼に基づく者
第5種	外国政府派遣留学生で第4種以外の者
第6種	外国人留学生で私費による者

(入学時期)

第3条 研究生の入学時期は、次のとおりとする。

区分	入 学 時 期	出願期間
第1種	4月及び10月の各月の始め	別に定める
第2種	原則として4月及び10月の各月の始め	
第3種	原則として10月及び1月の各月の始め	
第4種	原則として4月及び10月の各月の初め	
第5種	原則として4月及び10月の各月の始め	
第6種	4月及び10月の各月の始め	

(入学の資格)

第4条 研究生の入学資格者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学の出願)

第5条 入学志願者は、出願の前に予め担当課を通し、専攻長等に願い出て面接及び書類審査を受けた上、当該専攻等の承認を得なければならない。

2 当該専攻等で承認を得た者は、指導教員、専攻長等の署名、押印をした願書に、履歴書、最終学校の卒業証明書、検定料及び勤務先を有する者については、その所属長の承諾書を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第6条 入学者の選考は、教授会で行う。

(入学の許可)

第7条 前条の選考に合格した者で、所定の日までに入学料を支払い、指定書類を提出した者について、学長は、入学を許可する。

(研究期間)

第8条 研究期間は、1年以内とする。ただし、学年の途中において入学を許可する場合の研究期間は、当該学年末までとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究を継続する必要があるときは、教授会の議を経て、前項の研究期間と通算して2年を超えない範囲で期間を延長することができる。

(指導教員)

第9条 研究生には、研究事項に応じ指導教員を指定する。

2 研究生は、指導教員の指導を受けるほか、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、研究に関連のある授業を聴講し、又は研究室責任者の承認を得て、研究室備付けの機械器具を使用し研究することができる。

(図書館の利用)

第10条 研究生は、附属図書館長の承認を得て、図書館を利用することができる。

(修了)

第11条 研究生は、その研究を終えたとき、行った研究の概要を記載した研究修了届を指導教員を経て、学長に提出しなければならない。

2 研究を修了した者には、その証明書を与えることができる。

(研究生の授業料等)

第12条 研究生の検定料、入学料及び授業料（以下「授業料等」という。）の額は、国立大学法人電気通信大学授業料等徴収規程に定める額とする。

2 授業料等は、国立大学法人電気通信大学授業料等徴収規程の定めるところにより支払うものとする。

(支払済みの授業料等)

第13条 支払済みの授業料等は、別に定めのある場合を除き返還しない。

(実験、実習費)

第14条 実験、実習に要する費用は、研究生の負担とすることがある。

(不適当な行為に対する措置)

第15条 研究生として不適当な行為のあった者については、学長は教授会の議を経て、退学を命ずることがある。

(学則等の準用)

第16条 研究生の取扱いについては、この規程に定めるもののほか、学域及び大学院学生の例による。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成6年12月21日から施行する。

2 電気通信大学研究生規則（昭和38年4月1日）は廃止する。

附 則 (平成16年4月1日規程第82号)
この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日規程第55号)
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月22日規程第41号)
この規程は、平成24年5月22日から施行する。

- 附 則 (平成27年3月26日規程第85号)
- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
 - 2 第8条第2項の規定にかかわらず、この規程の施行日前に研究生として在籍する者で施行日以後も研究を継続する必要がある者については、この規程の施行日から2年を超えない範囲で教授会の議を経て研究期間を延長することができるものとする。

附 則 (平成28年3月23日規程第89号)
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日規程第123号)
この規程は、令和5年4月1日から施行する。